

平成21年8月3日

株式会社 但馬銀行

## 個人年金保険「新黄金世代」の取扱開始について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、より多くのお客さまのニーズにお応えするため、平成21年8月3日(月)から、新たな個人年金保険商品の取扱いを下記の通り開始しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 一、商品内容

商 品 名	新黄金世代
引 受 保 険 会 社	アクサ フィナンシャル生命保険株式会社
年 金 種 類	変額個人年金保険(09)終身D3型
特 徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。</li><li>・積立期間を最短1年から最長40年まで自由に設定できます。</li><li>・「受取総額保証金額」として、年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」の合計金額は保証されています。</li><li>・「ロールアップ保証金額」機能により、「受取総額保証金額」は、運用実績にかかわらず、最長10年まで毎年の契約応当日基本保険金額(一時払保険料)に対して年2.5%(単利)増加します。</li><li>・「ラチェット保証金額」機能により、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額とそれまでに確定している金額を比較し、いずれか大きい金額を「受取総額保証金額」として適用します。</li><li>・「特別勘定終身年金」として、年金受取開始後も、積立金額を特別勘定で運用しながら一生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。</li><li>・「受取総額保証金額」は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定終身年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合もしくは年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には保証されておりません。</li></ul> <p>また、受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。</p>

	<p>・特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債などで行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動などにもなう投資リスクがあります。</p> <p>特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。</p> <p>運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金などが一時払保険料を下回る場合があります。</p> <p>特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ フィナンシャル生命、募集代理店および第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。</p>
--	---

## 二、手数料等

手数料等は、以下「契約初期費用」「保険関係費」、「運用関係費」の合計となります。

また、特定のお客さまには「年金管理費」がかかります。

ご 契 約 時	契 約 初 期 費	一時払保険料に対し5.0%を、特別勘定に繰り入れる際に一時払保険料から控除します。
積立期間中 および 年金支払期間中	保 険 関 係 費	特別勘定の積立金額に対し年率2.95%を、乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
	運 用 関 係 費	(信託報酬) 投資信託の純資産額に対して年率0.2205%程度(税込)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産から控除します。
一 般 勘 定 で 運 用 す る 年 金 支 払 期 間 中	年 金 管 理 費	年金額に対して1.0%を、年金支払日に責任準備金から控除します。

運用関係費用には、信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

### 三、留意事項

- ・この保険では、年金原資について最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、お申込時にご指定いただく据置(運用)期間満了まで運用していただく必要があります。
- ・ご契約の解約、一部解約を行った場合、解約払戻金には最低保証はありません。
- ・変額個人年金保険は投資信託等で運用されるため、投資対象となる株式や債券の価格、為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、解約される場合の払戻金には最低保証はなく、所定の解約手数料や市場金利の変動による増減等がある場合があります。
- ・個人年金保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、保険契約の主体は引受保険会社と契約者本人(お客さま)となります。
- ・個人年金保険商品は預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・本商品はクーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。
- ・ご契約前には「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえご契約いただきますようお願いいたします。ご契約時には「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

以 上

<お問い合わせは> 0120 - 164 - 230 (フリーダイヤル)  
受付時間 / 9:00 ~ 19:00  
(土・日・祝日のほか、1月1日~3日、12月31日は除く)